

民間あっせん機関による養子縁組のあっせん事業の許可等に係る要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号。以下「法」という。）に基づく養子縁組あっせん事業について、適正な運営を確保するため、民間あっせん機関の許可に係る必要な審査基準等を定めるものである。

(許可の根拠法令)

第2条 民間あっせん機関による養子縁組あっせん事業の許可については、法第6条第1項に基づき行政庁が行うものとする。

(審査基準)

第3条 許可を受けようとする者は法第6条第2項、第3項及び民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成29年厚生労働省令第125号。以下「規則」という。）第1条各項並びに民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律等の施行について（平成29年11月27日厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「国通知」という。）第2-Ⅱ-1に基づき、別紙1「千葉県養子縁組あっせん事業申請書類一覧」に掲げる書類を行政庁に提出しなければならない。

2 許可するために必要な審査基準は法、規則、民間あっせん機関が適切に養子縁組のあっせんに係る業務を行うための指針（平成29年厚生労働省告示第341号。）及び国通知に基づき、別紙2「千葉県養子縁組あっせん事業審査基準」に掲げる事項とする。

(行政庁)

第4条 許可を受けようとする者は、当該事業所が千葉県内（千葉市を除く。）にあるときは、規則第1条第1項に規定する事業許可申請書（様式第一号）を千葉県知事あて提出するものとする。

2 法第10条第3項の規定により許可証の再交付を受けようとする者は、規則第4条第2項に規定する事業許可証再交付申請書（様式第四号）を千葉県知事あて提出するものとする。

(標準処理期間)

第5条 標準処理期間は、申請書が行政庁に到達した日を起算とし、30日と

する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。ただし、法附則第3条の規定を適用する。